

継続

| | |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 10年(平成41年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成36年3月31日まで) |

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

殿

警察庁丁規発第63号
平成31年3月28日
警察庁交通局交通規制課長

各管区警察局広域調整担当部長

通学路の緊急合同点検を踏まえた道路交通環境の早期改善について（通達）
通学路の交通安全対策については、「通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施について」（平成24年5月30日付け警察庁丁規発第35号、丁交企発第59号、丁交指発第52号）に基づき、関係機関等との連携による危険箇所の合同点検の実施により安全を確保することとしたところ、今後は、点検結果に基づいた所要の対策を早期に講じていくことが求められる。

道路管理者においても、点検の結果、十分な歩道がないなど緊急的に安全対策を講ずる必要がある箇所について、政府の平成24年度の予備費を活用し、ガードレールの設置、路側帯のカラー化等の簡易整備を早期に図ることとしているが、道路管理者による対策と公安委員会による交通規制は、相互に連携又は補完するなど総合的に実施することで、より高い効果が期待できるところである。

そこで、下記の点に特に配意の上、道路管理者等と連携した通学路の道路交通環境の早期改善を図られたい。

記

1 通行禁止規制の適切な実施

合同点検に参画した関係機関等との協議により、当該危険箇所に係る安全対策のメニューとして登下校時間帯における通行禁止規制（歩行者用道路等）の実施が検討され、かつ、当該規制を実施することが妥当であると認められるものについては、学校関係者等とも連携して、速やかに地域住民、道路利用者等の合意形成を図った上で、できる限り早期に実施すること。

2 一方通行規制の実施の検討

一方通行規制の実施により交通流を単純化し又は通過交通を排除することは、交通事故抑止に一定の効果が認められるところであり、また、車道幅員が狭隘な道路については、一方通行規制を実施することによって歩行空間を確保できる

場合があるので、通学路の交通安全対策のメニューとしても積極的に実施を検討すること。

なお、実施に際しては、道路管理者が行う事業と合わせた総合的な対策とすることで、より高い効果が期待される場所であるので、道路管理者との連携を密にすること。

3 「ゾーン30」の活用

生活道路における交通安全対策については、「ゾーン30の推進について」（平成23年9月20日付け警察庁丙規発第21号）に基づき「ゾーン30」を推進中であるが、通学路は生活道路を利用している場合も多いと考えられるところ、生活道路への通過交通の流入抑制と走行速度の低減を図ることは、学童等の交通安全を図る上でも有効と認められることから、道路管理者と連携し、地域住民、学校等の理解と協力を求めて「ゾーン30」を積極的に推進すること。

4 留意事項

(1) 通学路対策としての交通規制の積極的な広報

通学路対策として新たに交通規制を実施する場合は、地域住民を始めとする道路利用者に対する周知が重要であることから、地元自治会の回覧板等だけでなく、自治体等の広報紙(誌)、警察の広報媒体等を活用した積極的な広報を行うとともに、緊急合同点検に基づく通学路対策として行うものであることを報道発表するなど、通学路の安全確保に向けた交通規制の定着化を促すための広報を実施すること。

(2) 通学等の実態に即した交通規制の見直し

通学路関連規制は、規制の時間及び曜日を限定したものが多いが、その規制時間等については、学校の始業時間等を基準として登下校やクラブ活動の実態などに応じて適切に設定する必要がある。

したがって、学校関係者との緊密な連携により通学等の実態を把握した上で、規制時間が適切なものか、又は当該学校が土曜日が休校日であるにも関わらず日曜・休日のみを除く規制となっていないか等を確認し、合理的な交通規制となるよう見直しを図ること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成24年10月31日

(有効期間：平成31年3月31日)